

生活復興支援資金貸付のご案内

【生活復興支援資金とは...】

東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸し付けを行うことにより、生活の復興を支援するための資金です。

【対象世帯】

東日本大震災により被災した世帯で以下の(1)及び(2)に該当する世帯を貸付対象としています。

- (1) 東日本大震災(平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震、平成23年3月16日に静岡県で発生した地震も含む。)により被災した低所得世帯
- (2) 当面の間、埼玉県内に居住する世帯

【資金概要】(住宅補修費は、埼玉県内で被災し住宅の補修が必要な場合のみ)

以下については、被災からの生活の復興のために一時的に必要な経費に限ります。

資金目的	貸付上限	据置期間	償還期間
一時生活支援費 【目的】 生活の復興の際に必要な 当面の生活費	(二人以上世帯) 月20万円以内×6月以内 (単身世帯) 月15万円以内×6月以内	最終貸付日から2 年以内	据置期間経過後20年 以内
生活再建費 【目的】 住居の移転費、家具什器等 の購入に必要な費用	80万円以内	貸付日から2年以内 一時生活支援費 とあわせて貸付し ている場合、一時 生活支援費の最終 貸付日から2年以 内	【目安】 貸付金 50万円以下...5年以内 150万円以下...10年以内 250万円以下...15年以内 250万円超 ...20年以内
住宅補修費 【目的】 住宅補修等に必要な費用	250万円以内		

ただし、失業給付等及び生活保護を受けている世帯は、一時生活支援費の対象とはなりません。

【連帯保証人・貸付利子】

連帯保証人：原則1名(ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能)

貸付利子：無利子(連帯保証人が立てられない場合は年1.5%)

【その他】

詳細は、現在お住まい(避難先)の市町村社会福祉協議会または埼玉県社会福祉協議会までお問い合わせください。また、貸付には審査があり、その結果貸付を行わない場合があります。

申込相談先	：お住まい(避難先)の市町村社会福祉協議会
お問い合わせ等	：埼玉県社会福祉協議会 福祉資金課 (TEL：048-822-1192)